

平成 26 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議  
議事録

開催日時	平成 26 年 5 月 21 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
開催場所	堺市役所 本館 3 階 第 1・第 2 会議室
出席者 （委員）	石田委員、石本委員、大江委員、荻野委員、小仲委員、澤田委員 澤本委員、柴田委員、高塚委員、玉村委員、中谷委員、西村委員 平野委員、松岡委員、山縣委員、吉田委員
欠席者	澤井委員
案件	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて (2) 教育・保育施設の量の見込みについて (3) 『（仮称）堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項（案）について
資料	平成 26 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議次第 堺市子ども・子育て会議座席表 堺市子ども・子育て会議委員名簿 資料 1 ニーズ調査に基づく量の見込みの推計について（地域子ども・子育て支援事業） 資料 1-1 病児・病後児保育事業の事業シート 資料 1-2 放課後児童健全育成事業の事業シート 資料 2 ニーズ調査結果に基づく量の見込みの推計について（教育・保育施設） 資料 2-1 教育・保育施設の量の見込み（暫定値） 資料 3 『（仮称）堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項（案）について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
羽田子ども企画 課主幹	<p style="text-align: center;"><b>(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</b></p> <p>資料1、資料1-1、資料1-2に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて説明</p>
山縣会長	<p>この2つの事業について、委員の皆さまの方からご質問、ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
石本委員	<p>資料1-1は病児・病後児保育の過去の実績というところで、21年度、23年度、24年度はほぼ同じような数だが、22年度だけ大変多くなっているように思う。その理由が分かっていたら教えてほしい。</p> <p>それから、放課後児童健全育成事業について、のびのびルームと塚っ子クラブ、美原放課後児童健全育成児童会という3種類の事業名があるが、これは将来にわたってもこのような形で進めていくのか。とくに私は塚っ子クラブが年々増えていく状況にあり、そして塚っ子クラブ事業の中で待機児を解消していつているというが、そこが少し違うのではないかと思う。今後の方向性についてどのように考えているか。</p>
羽田子ども企画 課主幹	<p>まず一つ目の質問について、正式な分析等はできていないが、過去の実績等の中で※が2つ付いている22年度、23年度について、特に23年度は、病児・病後児保育施設2カ所のうち、1カ所が医療機関の先生の体調の都合で閉鎖していた期間があった。また、病児・病後児保育事業は、対象児童が感染症の方ということで、感染症の流行り具合によって年間でも埋まっている時期に偏りがある。季節のいい時期は利用者が少なく、インフルエンザが流行ったり、梅雨時期におたふくかぜや水疱瘡が流行ったりする時期になると利用率が上がってくるということで、一年の中でも利用率に差がある。年度によって流行性の風邪が流行ると利用量が上がるという傾向にある。所管課からは、何か政策的なものがあったとか、何か外的な要因があったということは特に聞いていないので、恐らく大きくは閉鎖期間があったということと、また、22年度が多いというのは、風邪等が流行ったということではないかと推測している。</p>

<p>松下放課後子ども支援課長</p>	<p>石本委員のご質問について、将来にわたって堺っ子プランという形で、堺市は一本化していくのかということで、今ご指摘いただいたように、いくつかのコースメニューを設けて運用している。今、堺っ子はあくまでモデルということで実施しているので、美原での事業や、堺っ子のモデルの部分もすべて検証していった中で、将来的には一本化に向けた検討をしたいと考えている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>ほかに何かありませんか。</p>
<p>小仲委員</p>	<p>病児・病後児保育事業で、見込み量が3万350人、目標が2,500人から2,600人で、10分の1以上少ない。高くぶれるという話があったが、あまりにも高くぶれすぎである。以前もそうだったのであれば、調査の仕方を変えないと、これだけ増えていたらあまり意味がないのではないか。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>小仲委員のご指摘は、まさにその通りである。前回の次世代調査の時も、3万5,000ぐらいの数字が出ていたと記憶している。それは平成20年度の調査なので、平成21年度が720人、平成22年度が1,131人という実績になっているが、平成20年度に行った調査でも3万5,000という数が出ているので、前回もそういった状況だということは間違いない。</p> <p>また、調査手法については、本当に前回も高ぶれしているというところで、今回、調査を行う時も、病児・病後児と、一時預かり事業の2つについては、高ぶれの可能性を予想していたが、それを調査票に反映させるというところまではできていない。量の見込みの算出は、昨年度の第1回目、第2回目の会議ぐらいにご説明させていただいたが、一応、国の方で調査のひな形が決められてきている。全国一律の調査のため、その後の集計を上げていく関係上、量の見込みの算出部分はさわらないでほしいといわれているということもあり、高振れの予想はしていたが調査票は変更していない。また3年後なり、5年後に事業計画を見直す時期がくるが、その際には国の方にももう少し地域の実情に合った形で柔軟に調査票の骨組みを変えるような形でできるように要望を上げていきたい。そこは検討していきたいと考えている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>では石本委員、お願いします。</p>
<p>石本委員</p>	<p>病児・病後児については理解したが、放課後児童健全育成事業については、のびのびルームと美原放課後児童健全育成児童会、そして堺っ子クラブ、それぞれ</p>

<p>山縣会長</p>	<p>に非常に保護者の負担、利用料等の負担、あるいは保育の内容に差があると思う。特に堺っ子クラブの中では、目的が就労世帯を対象とした定員がある「のびのびコース」と、全児童を対象とした定員のない「すくすくコース」というように目的が変わっているということで違いが、実際には利用料がすくすくコースの場合は4,000円、そしてのびのびコースの場合は、おやつ代を含めて1万円となっている。具体的に一人一人の子どもの状況とか、あるいは保護者の思いということをお聞きしていると、やはりのびのびコースでおやつも食べさせてやりたい。あるいは、時間的にも親御さんが帰宅する時間にできるだけ差がないように、できるだけ長時間預かってほしいという思いはあっても、やはり利用料が大きく違うことで、すくすくコースを選ばざるを得ないという状況も多々聞いている。ただ、全児童対象ではあるが、すくすくコースの中身にしても、やはり留守家庭児童が多く参加しているのではないかと思う。のびのびルームは同じようなものですが、美原の場合もそれぞれ少しずつ状況が違うと思う。同じ堺市で育つ子どもたちの対する事業であるから、できるだけ差をなくして、そして子どもたちのニーズに合った、親御さんのニーズに合った、そして子どもたちがどこでも健やかに安全に安心して豊かな放課後を過ごせるようにしてほしいと思う。将来的には一本化というお答えをいただいているが、ぜひ近い将来ということでお考えいただきたい。以上のことを要望する。</p> <p>先ほどの小仲委員の意見について、病児・病後児のところ、このニーズが持つ特性というか、調査票では、そういう状況になったら利用したいですかという聞き方になるので、結果として、それは利用したいよねと丸をするけれども、病気になる事もあり得るし、あるいは、病気になったけれども何とか手立てを講じて家でみたということもあり、実際の利用はぐっと下がってしまう。このニーズそのものがそういう特性を持っている。一方、放課後問題というのは、事実比較的近くて、働いているから利用する、利用しないというのがはっきりする。こういう性格があるため差が出やすい。そこを調査票ではなかなか対応できていないということが一点。</p> <p>しかし、差はありつつも、ここで皆さん方に議論していただきたいのは、では堺の人口規模からして適正な量があるのかどうかということではないかと思う。調査票については、われわれは意見を言いつづらいが、差は単に今の私の説明だけで埋まるものなのか。いや、ひょっとしたら場所を増やすと、もう少し利用が増えるというならば増やすという議論をするのが委員の方から出していただいたことだと思う。この資料を見ると、堺市では医療機関のみで実施されているという事実がある。ここの辺りをどう考えるか。保育所関係者でいうと、全国的に</p>
-------------	--

西村委員	<p>は保育所でやっていたりするような例は、ものすごく量が多いわけではない。数は限られているが、その辺も含めて、委員の方でご意見があれば出していただいて、それが必要なものなのかどうか。今ぐらいの 2,000 という、実績よりはかなり多くなっているから、それぐらい伸ばしておけば、それで何とかなるのではないかと考えるかだろう。その辺は時間があれば、また皆さんの方からご意見をいただけたらと思う。ほかにご意見等ありますか。</p> <p>私の方からは2点ほど。1点目は、病児・病後児保育について、先ほど会長からも話があったが、現状は医療機関に委託ということだが、小学校に看護師を配置して、ローテーションしている市もあると聞いた。何も医療機関に頼る必要はないのではないかとということが1点。</p> <p>もう一つは、放課後児童健全育成事業について、のびのびコースとすくすくコースの両方を経験した親として意見を述べさせてもらいたい。コースによって料金が 9,000 円と 4,000 円と差がある。一つ聞きたかったのは、仕様に差があるかどうかということである。なぜなら、のびのびコースの方は、一緒に遊んだり、手取り足取りやっていたりしているということ子どもから聞いていたが、すくすくコースに行かせた子に聞くと、結構、ほったらかしというか、自由にさせているという感じがあり、最近、行くのが嫌だと言い始めている。値段の差の中に仕様の差があるのかどうか。特に僕が思っているのは、国は放課後児童健全育成事業をもっと増やせという数の議論だけはされるが、やはり増やすだけがすべてではなく、そこに質がないと、行かせても、結局、子どもが嫌がったら行かないので、そこをしっかりと策を練った上で数字の目標を立てていただかないといけないのではないかと思う。</p>
山縣会長	<p>ほか何かありますか。</p>
中谷委員	<p>病児・病後児保育事業で、平成 24 年度は 858 人という利用延べ人数だったが、平成 27 年は 2,500 人と急激に上がっているような気がする。この算出根拠について教えてほしい。</p>
山縣会長	<p>先にもう一つ聞いていきましょう。</p>
荻野委員	<p>病児・病後児保育事業の延べ人数について、定員が少ないため、感染症が流行っている時期だと、病気が分かってから申し込みをすると、その時にはすでにいっぱいだったりすることも多いのではないかと思う。利用人数とは別に、断った</p>

<p>山縣会長</p> <p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>人数がどのぐらい出たのかということが気になる。</p> <p>それから、たしかに3カ所あるが、美原区に住んでいると、なかなか行けない距離である。場所についても、美原区のこともうちょっと考えてもらいたい。</p> <p>中谷委員の質問も含めてお答えください。</p> <p>医療機関併設型以外という考え方について、小学校に看護師を配置するという事例というのは、私どもでつかめていない。たしかに全国的には医療機関併設型以外のところもある。ただ、やはり数でいうと、医療機関併設型が大半を占めている。制度としては、医療機関に併設しなければならないのかということであると、できないことはない。何かあった時に、ちゃんと医師がすぐに来るという連携方策なりを取る中で、一応、可能ではある。病児・病後児といっても、一応病気回復期で、病状安定期なり回復期の子どもが対象になる。急性期の段階は、当然受け入れはできない。ただ、安定期なり回復期の状態の子どもさんとはいえ、やはり子どもの体調なので、突然、体調が変わった時のセーフティネットという意味での医療機関というのが、堺市でも今、考えているところであり、全国的にもそういう流れがある。ただそこにこだわるあまり数が増えないという現状も一方であると思うので、そこは今後、安全性の確保と数を広げることを、どのような形で両立できるのか行政内部でも検討していく必要があるという形で所管課の方と話をしている。</p> <p>もう一点、実績が858ということで、2,500の根拠だが、荻野委員の話とも関わってくるかもしれないが、858名というのは、あくまでここに書いてある実績である。これは年間で非常に利用の波がある。埋まっている時よりも、空いている期間の方が大半である。2,500の数字については、総受け入れキャパになるので、土日と祝日を除いた、開いている期間に受け入れ可能な数字と考えていただきたい。</p> <p>箇所数については、次回以降の確保方策の方で皆さんにご議論いただきたいところがあるので、そこは置いておきたい。858と2,500で差があるが、858というのは、現状でも受け入れキャパとしてはもっとある。ただし大半埋まっていない日が多いので、858になっていると。27年度以降の量の見込みというのは、最大入ることができるキャパが2,500だということで、この差となっている。</p> <p>もう一点、荻野委員からご指摘いただいた点について、美原区を含めて、現状でいうと、堺区に病後児保育施設が1カ所、南区に医療機関併設型病児・病後児保育施設が1カ所、北区中百舌鳥駅に病児・病後児保育室が1カ所という</p>
-------------------------------	---

<p>荻野委員</p>	<p>形で、同じ地域に固まっていないが、箇所数については、量の見込みを見ながら考えていく必要があると考えている。</p> <p>もう一点、荻野委員からキャンセルについて質問をいただいたが、これは堺市が断っている数ということによろしいか。</p> <p>はい。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>その数字は出ていない。逆に、一旦、明日利用したいと言っていたけれども、次の朝、起きてみたら熱が下がっていて保育所に行けたとか、逆にお母さんが休めたと。ちょっとしんどいかなと思って、次の日、予約していたけれども、お父さん、お母さん、例えば、おばあちゃんなり家で対応ができるようになったという事で、利用者さんからのキャンセルはある。これは堺市の調査ではない。全国の厚生労働省の調査でいうと、だいたい25パーセントぐらいはキャンセルがあるということだ。それは全国的なものであって、堺市に特化したものではないが、そういったものはある。</p> <p>先ほど荻野委員がおっしゃったように、非常に波がある中で、波の高いところで利用したくても利用できなかった分については、今までそういう実績は取っていないためご容赦願いたい。内部で量の見込みの議論をしている時にも、たしかにこの数字は必要だという話も出ているので、委託先の医療機関の方と話をしながら、あまりお手を煩わせないような形で数字が引っ張れるかどうか。これについても、できるとはちょっとお約束できないが、検討していきたい。</p>
<p>松下放課後子ども支援課長</p>	<p>西村委員のご質問で、すくすくコースとのびのびコースで仕様の差があるのかというご質問をいただいたが、預かる方法としては、どちらのコースも一緒に、一体的にお預かりをしているので、プログラムの内容も含めてまったく差はない。開設時間帯については、すくすくコースは平日の午後5時まで、のびのびコースは6時30分までとなっている。また、土曜日と長期の休業中は、すくすくコースは午前9時から午後5時まで、のびのびコースについては午前8時から午後6時30分までということで、開設時間が違う。あとは、差異の部分としては、すくすくコースでは間食の実施はしていないが、のびのびコースでは実施しているということで、仕様としてはまったく同一である。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>事務的にはきっとそういう回答になると思うが、子ども自身がどうも違いを感じているということだったので、何かあるのかもしれない。もう少し精査いただきたい。何かある可能性もゼロではない。あるいは、子どもさんが錯覚してい</p>

	<p>る可能性もあり得るが、現場の方を見ていただきたい。</p> <p>また、時間があればここに戻ってきたい。今回、見込みとしては、まだ確保策までは議論できていない。確保の仕方や将来像はいずれ議論していただくということにしたい。</p> <p>一点だけ、確保方策のところ、事務局的に検討していただきたいのが、放課後問題の高学年、4年生から6年生に拡大した時のことだが、60人で1クラブだったか。</p>
羽田子ども企画課主幹	70人です。
山縣会長	高学年まで伸ばした時に、オーバーして増やさないといけないとか、定員上の問題で、どれぐらい困難が起こるか調べていただいて確保策を考えたいと思うので、よろしくお願いします。
羽田子ども企画課主幹	承知しました。
山縣会長	では、(2)教育・保育施設の量の見込みについて、同じく事務局から説明をお願いします。
	<b>(2) 教育・保育施設の量の見込みについて</b>
羽田子ども企画課主幹	資料2、資料2-1について説明
山縣会長	かなり複雑な表で、言葉使いも含めて分かりづらかった点もあるかと思う。単純な言葉の説明も含めて、質問、ご意見があれば順次お願いしたい。
西村委員	表の見方も含めて、どうなのかなという数字だった。結局、堺市としてはどの数字を目標にするとこの表を見たらいいのか。
羽田子ども企画課主幹	余分な数字がたくさん入っているので、非常に分かりにくかったかもしれない。あくまで暫定値だが、堺市が量の見込みとして目標にしたい数字というのは、平成27年度から31年度までの推計値の欄の真ん中の量の見込みという、この数字である。

西村委員	量の見込み（暫定値）と書いてあるものか。
羽田子ども企画課主幹	そうです。資料2-1の推計値の量の見込み。細かい数字は切り上げるので、計画書ではもう少し丸い数字になっているとは思いますが、堺市はあくまでもこの数字を目標にしていきたいと考えている。
西村委員	今の部分でいうと、1ページ目の上半分①のところは減少、計画上は数が減る。②の2号認定については、かなり増える、相当増えるというイメージである。③の2号認定の次のところについては、微増。②ほどは増えないけれども、増えていく。次の④についても、ほんのちょっとだけ増えていくと。⑤も少しだけ増えるということで、結果として減るのは①だけ。あとは増えると。増え方の差はあるがということか。
羽田子ども企画課主幹	大きくいうとそういうことである。現状もそういうような状況で、①は年々、現状でいくと減ってきているという形になっている。
西村委員	今朝の日経の朝刊を見たら、横浜市は、25年度は待機児童ゼロで目標を達成したけれども、逆に周りの市から流入して、また待機児童が増えたという、いたちごっこのような状況で、やればやるほど出てくるという記事を見た。だから、数字的に現状について把握できないが、感覚的にいうと、あまり増やしすぎると大変なんだと、今朝、たまたま記事を見てすごく思った。それもそうだけどというのが正直、感想としてある。
羽田子ども企画課主幹	横浜市については、今、西村委員ご指摘の通り、平成22年、平成23年度は1千名を超える待機児童がいたのが、色々な施策を講じることで平成25年度は待機児童ゼロになったが、やはりゼロという数字が出ることで保育需要を掘り起こすという部分があり、近隣の子どもが増えたり、働きに出たりというようなところで、26年度は、待機児童がまた出てしまったという状況になっている。つくったらつくっただけ保育需要を呼び起こす。堺市と横浜市は都市規模が違うので、あれほどの数にはならないが、堺市でもその状況はたしかにある。 一方で、いくら需要を掘り起こしたからとはいえ、やはり一定必要な子どもさんには保育を提供していくということは、目標にしていきたいと感じている。
荻野委員	②の2号認定子どもについて、美原区は全部0パーセントというのは、どういうことなのか。

羽田子ども企画課主幹	<p>あくまで施設所在地をベースにしているので、美原区の利用者さんのニーズがないということは当然ない。美原区だけ一人もいないということはありません。美原区に事業を行っている事業者がなかったためゼロになっているだけであって、特に2号認定子どもで幼稚園の利用希望が強いということになるので、実際は幼稚園を利用されている子どもになるので、やはり広域で、バスで動いているので、富田林だったり松原だったり、当然、東区であったりというようなところで利用されているということで、美原区でも当然、人ベースでいうと、当然いらっしゃる。ただ施設ベースで書いてしまうと、そういう形になる。</p>
澤田委員	<p>これは推定値、暫定値と聞いているので、今の説明でだいたい理解できるが、質問として、ゼロ歳児の見方が高ぶれているというのは、まさしくその通りだと思う。その時に、4番の3号認定の0歳児、全市で合計人数が26年度までは合計数が減っていったのに、27年度でかなり増えている。7,258人というのは、27年度の全市の0歳児だけの人数だろう。26年度は6,847人で、他のところの合計数というのは、全部ずっと前年より減っていった数字が出ているにもかかわらず、ここの0歳児だけが増えているというのが不可解である。</p> <p>それから、0歳児は今、説明された通りで、私たち現場を預かっていてもたしかに減っているし、それは別に悪いことではない。要は、育休を取って自分で子どもを見ておられるのだから、それでいいと思うが、ただ傾向として3号認定の1歳児、2歳児が逆に増えてきているなど。待機児もそこに固まっているので、ここの数字をかなり上乘せしないと結構しんどいかなと思う。</p> <p>0歳児は推定している1,200人よりももっと減るのではないかな。その代わり5番目の3号認定の1歳、2歳についてはもっと増えるだろうと考えている。これが当たるかどうか分からないが、そういう傾向があるのではないかなと思う。まず、なぜ0歳児が増えるのか。</p>
山縣会長	<p>それまで減少しているのに。</p>
荻野委員	<p>ずっと減ってきているのに、なぜ増えているのか。うれしいが、本当にこの数字かなと。</p>
山縣会長	<p>推計値上、こうなったということか。</p>
羽田子ども企画	<p>これは庁内でもご指摘をいただいている。決して間違っこの数字が出ている</p>

<p>課主幹</p>	<p>わけではなく、何とか法といった推計をしたらこうなるということである。一応、合計特殊出生率ではないが、15歳から49歳の女性の数、0歳については、新しく生まれてくる子どもの数ということになるので、平成21年度から25年度までの合計特殊出生率という出産可能年齢といわれている15歳から49歳までの女性の数と、0歳児の数の比率をまず各年度で出している。その比率の平均、今度は21年度から25年度、当然、21年度が0.04098といった数が出てきて、当然、年度によって女性の数分の0歳の数が変わってくるので、その率がずっと、一番高い時が平成21年度の0.04098と、直近の平成25年度が一番低くて0.03756ということになっている。その間の数字もあるが、その5年間を平均した数字が0.03954という数字になる。5年間平均の数字をもう一度、平成27年度の女性の数の推計で出産の数に割り戻すという形ですると、平成27年度の数字というのが7,258となる。合っているかどうかは分からないが、21年度や22年度の子どもの数が多い。それを平均するので、26年度と27年度のつなぎだけで見るとぼこっと出るが、21年度からの子どもの数を平均的なところで見ていくと、一応、27年度の0歳児の数が出てくるということで、計算根拠としては、間違えているということではなく、こういう考え方があるという形で、0歳児の数については出している。</p> <p>あと、0歳児の量の見込みと1歳、2歳の量の見込み、これは保育所を運営している委員の方の、生の肌で感じている感覚をご指摘いただくと、私はなかなか反論が難しい。実態としては、そういう感覚だと言われてしまうと、うーん、そうかなというところもある。あくまでも机上の計算というのは、23年から26年までの伸び率を掛け合わせていった数ということで、前回、一時預かりの数字の時も一応出たが、計画については27年から31年までの5カ年計画ということになるが、この数字が大きくぶれてきたら、当然、中間年度の見直しも必要になってくる。あまり大きくぶれるようなら、量の見込みの見直しを当然やっていく必要はあると思うし、6月に行う意向調査なども受けて、受け皿としてもう少し事業者さんの方で受け皿が増えてくるようだと、この辺の数字も若干変えていく必要があるかなということで、現状としては暫定値というような形で表現をしている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>堺市は堺市独自の認可外の制度を持っているか。</p>
<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>持っている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>その子どもたちは、ここでいう3号認定に近い年齢層だと思うが。</p>

羽田子ども企画 課主幹	その通りです。
山縣会長	その子どもたちは利用者数の中に入っているか、いないか。これはあくまでも保育所のみか。
羽田子ども企画 課主幹	入っている。説明が漏れているが、③、④も含めて、利用者数の定義のところ、①の定義、②の定義について説明する。 ③④で保育の必要性のある子どもの利用者数の定義については、2ページ目の③2号認定子ども、④3号認定子どものうち0歳児のみ。利用者数の定義としては、認可保育所とその他市が補助する保育施設における利用者数プラス待機児数という形で入れている。先ほど、会長の方からご指摘いただいた、市が何らかのお金を入れる施設、いわゆる堺市でいうと、さかい保育室、認証保育所といわれているものは、その他市が補助する保育施設における利用者数ということなので、そちらの数字も入っている。
山縣会長	それを確認した上で、それが何人ぐらいいるかが。計画としてそれを減らしていく計画を、いわゆる認可で受けるような計画を立てるのか、そのまま残して計画を立てるのかというところに影響すると思うが。
羽田子ども企画 課主幹	考え方としては。
山縣会長	0歳児は何人ぐらいいるのか。その数字が計画上、欲しい。
羽田子ども企画 課主幹	0歳で、60弱、①、②は400人弱である。
山縣会長	今、言ったように、ここも計画等で認可外に任せきっていくのか、市が補助して責任を取っているから、それで利用者が満足しているならそれでいいと思うかが計画の中ではポイントになるかと思う。
石本委員	0歳、1歳、2歳ということで非常に気になるのは、今、認可外のお話にもあったが、認可外にも入っていない、先日、非常にショッキングな事件があったが、

	<p>インターネットベビーシッターのような実態というのは、なかなか行政の方でも把握しきれないのではないかと思います。それで、0歳児、1歳児、2歳児の保育料というのは、3歳以上の子どもたちに比べると、認可保育にしても、認可外の保育にしても結構高い。非正規雇用が非常に広がっている中で、この日だけ見てもらったらいいという、非常に安易な形でインターネットベビーシッターのようなものが広がっていつているのではないかと思います。そういうことから考えると、ここでお示しの数字というのは、施設を利用されている子どもさんの数ということなので、実態としてはもっと増えるのではないかと思いますという気がしている。そのあたりの問題意識があるのかどうか、お聞かせいただきたい。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>先日、関東地方で起きたインターネットの仲介サイトを通したベビーシッターの事件は、堺市としてもきっちり認識している。この話とは別だが、このあと、ベビーシッターなどを探す際の注意点は、市のホームページ等にも掲載をしております、事業者選びのこつも載せて対応している。その部分の重要性は認識しているが、あくまでもその話と2号、3号の量の見込みの算出とは別の議論だと思う。重要性や、質の確保、担保は大切なことである。それはベビーシッターだけではなくて、保育を行っていただく方など、受け皿についての質の担保というのは非常に重要なところだと認識している。</p> <p>量の見込みについては、そこの部分がどうということではなく、順番は逆になったが、2号、3号のところの利用者数で説明した利用者数の中に待機児童を当然、含んでいる。本来、利用者数というのは、堺市が受け皿を用意しなければならない数である。今は残念ながらどうか、堺市はできていない待機の分も含めて受け皿を用意していくということも、この利用者数の数字なので、当然、ベビーシッターを利用するということも、待機なり、少なくとも必要性のある子どもさんについては、ここで網羅ができていないとは堺市の方では考えている。</p> <p>それ以上に、資格要件としてはあるのに、手が挙がってこないのをどう拾っていくのかについては、啓発し、必要があれば申請してくださいということは、引き続きやっていく必要があると思っている。それ以上はなかなか地域に入っていくというのは難しいと考えている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>中谷委員どうぞ。</p>
<p>中谷委員</p>	<p>⑤の3号認定について、先ほど数字の話が出ていたので、たぶんそういうことかなと思うが、推計値を見ていくと、平成27年が5,748人で児童数に占める割合が39.31パーセントということになっているが、順番に見ていくと28年度はちょ</p>

	<p>っと減っていて、児童数に占める割合が 38.46 パーセントになっていて、平成 29 年にはまた 39.11 と戻っている。これは人口的なものなのか何なのか、算出根拠などを教えていただきたい。ずっと上がっていく数字なのかなと思っていたら、こだけ下がっていたので、その根拠を教えていただきたい。</p>
<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>量の見込みの算出について何点か理由があるが、まず 1 点目としては、合計もそうだが、2 号、3 号、保育の必要性のある子どもさんについては、各区で量の見込みを算出しているの全体で見えていくことと、区ごとに見て、それを合計すると、若干繰り上げ繰り下げの関係が積み上がって行って、全体で見るのと数字が増えるということがまず 1 点。</p> <p>それと 0 歳の子どもさんが 1 歳になる、1 歳の子どもさんが 2 歳に移行するという、固まりが想定されている部分があって、その固まりがぼんぼん移行していく部分で、ちょっとなだらかに右肩上がりにはならず、ちょっと下がっているところと上がっているところのこぼこ若干出てくるというようなところがある。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>今の話について、少しお時間をいただきたい。</p>
<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>お願いします。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>1 号、2 号、3 号といっても、何人かの方がどうも分からないという顔をしておられた。まずこの制度では、今の幼稚園のような利用をする人、保育所のような長時間の利用する人、プラス延長保育がある。このように大きく 2 つに分けて考えてほしい。次に、年齢。0 歳、1 歳、2 歳。3 歳未満と 3 歳以上。これで 4 つの枠ができる。幼稚園のような利用の 3 歳未満はない。幼稚園のような利用で、3 歳から 5 歳の人たちを 1 号認定児と呼んでいる。この人たちは、幼稚園と認定こども園を利用することが可能になる。カッコに書いてあるのは、新しい制度で利用できる場所。幼稚園と認定こども園を利用することが可能である。それから、3 歳から 5 歳で保育所のような利用を希望される方々については、2 号認定児と呼んでいるが、この人たちが利用できるのは、保育所と認定こども園になり、原則、幼稚園は利用できない。</p> <p>0 歳、1 歳、2 歳の保育所のような利用を希望されている方々は 3 号認定子どもである。その人が利用できるのは、保育所と認定こども園ということになる。今はこの話を一所懸命して、どこが増えているかとか、ここは減っています</p>

よねとか、ここはちょっとずつ増えていますとか、先ほどの話では、ここちょっとでいいのか、もうちょっと増えるのではないかという議論が出ていた。皆さん方にお渡ししている表でいうと、実は2号認定を希望されるというイメージのところ、2号認定の子どもで幼稚園の利用希望が強いと考えられる方々は、実は新制度では幼稚園は利用できない。ただし、たまにしか預かり保育はいらないという人たちは、一時預かりで幼稚園が対応可能だけれども、完全に認定を受けてしまうと幼稚園は利用できなくて、幼稚園が認定こども園になっていたら利用できるということになる。

この推定で、今の根拠のある説明の部分の中で、もう一つ量の確保のところでは考えないといけないのが、2号認定の強いと考えられる千数百人の子どもたちの確保先をどこで考えるのかということである。私立幼稚園さんが認定こども園になっていたら、それはそれで対応可能だが、そうでない場合はどうするか。それからもう一つ、今度は推計値に直接関係するのが、ここでまったく出ていないのが、私立幼稚園が私学助成で堺市のお金を使わないという形の決定をされた場合、いわゆる1号認定が、がくんと減るということになるが、それが今の段階ではまったく分からない。国が6月ぐらいに調査しようといっているもので、それ以降でないと、堺市がどれだけ整備するかがまったく分かりません。ただ場所がなくなるわけではないので、行き場所はあるけれども、堺市のお金としての計画は非常に立てづらいというのが1点。

もう一つは、これは国はほとんど言っていないが、1号認定というのは、3歳以上のすべての子どもに保証する。できたら、3歳になった翌月から3歳の年度途中からできるようにしてやってほしいというのが国の基本的な考え方。そうすると、例えば、公立幼稚園等を前提にしている方々の一部は、4歳からが当たり前なので出てこない。でも3歳の年度途中からでも制度上、保証しろというふうにこの制度が本当にきたら、それも3歳からは絶対だといっているから、その分が調査票上はなかなか出てこない。推計のしようもない。2年型と思っておられる方々が、保護者にとって保育料は大変重要なので、保育料があまり高くない形で3歳のところが想定されると、地域によっては上乗せされる数字がものすごく大きくなるし、堺市はきっと公立がそんなにならなから、わき出てくるというほどではないと思うが、数百は出てくる可能性はあるだろう。その辺を含めた最終的な行き場所の確保の議論をしていただきたい。

ほかに量の見込みについて、まさに暫定値で制度設計上、あるいは市民のニーズだけではなくて、事業者側の意向もこれに絡めていかないといけないという大問題があるが、その辺も含めてご意見があれば、よろしくお願いします。ではまた話を進めて、時間が残るようであれば戻ることとする。

<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>(3) 『(仮称) 堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項(案)について</p> <p>資料3について説明</p>
<p>山縣会長</p>	<p>計画の全体像を示していただいた。全体として足りない点があれば、ご意見をいただきたい。</p> <p>既存の堺市子ども青少年育成計画と関連させていこうという時に、この言葉、見出しにあるように、青少年が入っているということが、今回の計画と明らかに違う。青少年部分については、どこがどのような形で見直しをされるのか。この委員会でやるのか、それとも担当があって、そこでやるのか。</p>
<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>堺市の子ども・子育て事業計画については、子ども青少年部局の総合計画という位置付けを考えている。名称は国の表題になっているので、子ども・子育て支援事業計画という形でちょっと狭い書きぶりになっているが、考え方としては、妊産婦さんから生まれてすぐの医療費助成を含めて、さらに青少年の課題も含めた形で事業計画には位置付けていきたいと考えている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>4章から5章に向けて、結果として、ちょっとジャンプする感じになる。3章まではその形でいけたとしても、4章で一旦、子どもの制度にぐっと絞ってしまって、おそらく施策体系のところでもう一回、青少年部門がぱっと開いていく。そんなイメージか。</p>
<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>どちらかという、国でいう狭義の事業計画の部分というのは、4章で集約しようかなと。まったく溶け込ませるということも事務局の方で考えたが、あまり溶け込ませしまうと、どれが事業計画なのかといわれた時に答えにくいので、会長がご指摘のように、きゅっとしぼんでぐっと開くというイメージになるが、4章のところでも今回、国が必須で規定しなければならないとしている部分を集めて、5章以降のところでもう少し広く、ただ、5章の中には就学前の子どもの部分も入る。4章のところでも就学前を全部書き込んでしまい、5章にはまったく入らないということではなくて、当然、保育以外のところの就学前の事業というのは、乳児健診であったり、医療費助成だったり、そんな事業があるので、その辺の部分というのは5章の母子の施策体系で書いていこうと思っている。そこは若</p>

山縣会長	干かぶるところはあるかもしれない。
羽田子ども企画課主幹	委員の意見も聞きながら、あまりぎくしゃくしないような構成にしてほしい。
山縣会長	ぜひ今後ご意見いただきたい。
石本委員	他に何かございませんか。
羽田子ども企画課主幹	<p>まさしく他のことになるが、今日のご案内の文章の中で、今後のスケジュール案が示されている。その中で5月議会に、今後のスケジュール、最初にお示しいただいているものだと思うが、この5月、6月議会に条例案を提案するという話を聞いていたが、条例案の中身を教えていただきたい。</p> <p>新制度にからめて、自治体の方で事業や施設の基準を条例で策定していく必要がある。今回、市で策定する条例については、先ほど都道府県権限の話が出たが、堺市の権限として、幼保一体施設といわれている幼保連携型認定こども園の権限が政令市に降りてくる。政令市が権限を持つということは、堺市が認可を行っていく。認可を行うためには、どんな基準に基づいて認可するかということが出てくるということで、その幼保連携型認定こども園の認可を行う際の基準についての条例、それからもう一つは地域型保育事業、いわゆる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ということで、定員が29名未満の小さい規模の保育事業が、新しく新制度の下では認可事業という形で位置付くことになる。新しく認可事業として位置付くということは、認可するための基準が必要になるということで、その地域型保育事業の認可基準を定める条例が2つ目。もう一つ、最後、これがもっと細かい話になるが、新制度に移行するにあたっては、施設型保育給付と地域型保育給付という、運営費に代わる給付をお支払いすることになる。その給付を受けるための基準、施設はこんな基準を持っておいってください。この基準を満たさないと、堺市としては施設に給付をお支払いしません。逆に給付を受けるためには、こういった基準を持っておいってくださいという、この3つについては、全市が条例を定めなければならないということで、条例に上げるタイミングは各市でこぼこするが、堺市においては、前回スケジュールでお示しいただいた通り、6月議会で条例提案をさせていただき、可決をいただいたら、その基準に基づいて27年度に各施設に準備をしてもらう必要がある。施設にその基準をお示しさせていただき、27年度に新制度に移行する時には、こ</p>

山縣会長	<p>の基準をちゃんと見て、合致するように準備を進めてねというような形で各事業所さんに周知をしていくという形でのスケジュールを考えている。</p>
澤田委員	<p>では、澤田委員、お願いします。</p> <p>その他の発言について、先ほど会長の方からも1号認定、2号認定、3号認定について説明していただいたが、今日の議題と病児・病後児保育とか、放課後児童も大変大切なことだと思うが、今回、一番大きいのは、保育園と幼稚園が一体化していくという、戦後、一番大きな就学前の教育・保育の転換期である。国もある程度基準を示されているが、それを堺市はこのメンバーで決めていくというのが流れである。だから、特に大きな議題である幼保一体化ということについて、皆さんに説明していただきたい。事業者でも細かいことになるとなかなか理解しにくいので、概略でも結構なので、一度説明していただく方が、今日の議論などでももうちょっとスムーズに行くのかなと思っている。細かい数字のになると、聞いていても、皆さん、面白くないだろうと。でも大きい流れとしては、今、一番大きい転換期にきている。山縣先生はご専門なので、僕があまり言うのもおこがましいが、戦後、このように動いたのは今回が初めてである。これは経済政策の待機児解消とか、女性の労働の問題も含めて、就学前の教育が大きく変わる。世界的にみても小学校につながるのはいきたい一つである。幼稚園なら幼稚園、保育園なら保育園。2つから行っている国はあまりない。だからやっぱり小学校とその前をつなぐというのは、教育的な面から考えても、一本化するのが一番いい方法だろうと思う。ずっと僕はやってほしかったが、それがやっと実現した。ただものすごくややこしい制度に変えているので、できたら皆さんに分かるような説明を一度していただくとすごく議論がスムーズに行くと思う。</p>
山縣会長	<p>他の委員さんどうでしょうか。一回、全体図がどうなるか、意味などのあたりを事務局の方で聞かせていただくということについては、いかがですか。</p>
石本委員	<p>今、澤田委員からお話があったが、私もたびたび地域の事業者の方から、一体どうなるのかと言われる。それこそ事務局の方から一所懸命聞いてお伝えするが、私の理解力がもう一つなので、なかなかよく理解していただけない。そんな中で先ほどおっしゃいましたように、これが27年度実施されるということで、本当にスムーズに行くかが私も本当に心配ですし、少子化といわれている中で、やはり子どもたち一人一人を大事に育てなくてはいけないということが、いままで以上に求められている中で、本当にどうなっていくんだろうという不安はいっぱいあ</p>

	<p>る。そのためには、ぜひ私たちももっとしっかりとお勉強させていただかなければならないが、事業者さんや保護者の方とかにも、ぜひそういう場を持っていたきたいなということを、併せてお願いしたい。</p>
山縣会長	<p>委員向けに事務局から説明をするのは、もう義務のようで、拒否権がないような形で。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>外堀が埋まってしまって。ハードルが上がっているところがあるが、できるだけ分かりやすい形でお伝えしたい。</p>
山縣会長	<p>次回でも 30 分程度時間を取っていただいて。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>それをご相談させていただきながら、次回の冒頭に時間を取らせていただきたい。</p>
山縣会長	<p>石本委員が言われた、事業者等についてわれわれが責任を持つことはできないので、それは事務局の方で委員も参加できるようにさせていただき、参加できる人は行くと。市民向けはさらに別途と。説明する中身が違うと思うので。</p>
石本委員	<p>今日はお一人傍聴の方がいらっしゃるということですが、傍聴してもいいのですね。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>傍聴は当然、ずっとオープンにしている。ただし会場の関係があるので、当然、傍聴の人数というのは先着に限らせていただくという形にはなるだろう。</p>
西村委員	<p>制度の中身の説明と、保護者からみてもう一つ分からないのは、事業者の立場でこの制度を見た時に、どこがどういいのか、どこがどうよくないのかということである。認定こども園はいい制度だけれども、これができないから事業者として難しいなど、現状と課題が分かる説明が事業者さんからいただくと、よりその制度と今の堺市の現状を両方見た上で、人数が適正かどうかという議論がもう少しできるのかなと思う。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>それについても検討する。それぞれの事業者さんがやっていただくのか、意見聴取をしながら事務局で資料をまとめて、一応、会議の主催となっているので、事務局の方が事業者からみた新制度の課題やもう少しこうあるべきだということ</p>

山縣会長	<p>は、意見を聴取しながら、事務局でまとめた。</p> <p>量的に一番大きな事業主体（幼稚園・保育所）に関わる場所、事務局がプログラムを作成していただき、お願いできたらと思う。色々なご意見ありがとうございました。ちょうど予定の5時になりましたが、事務局から何か次回の予定など報告ございますか。</p>
事務局	<p>事務連絡</p> <p>閉会</p>